

○総務省令第六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第三号の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

総務大臣 川端 達夫

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條の二の二の次に次の一条を加える。

第十二條の二の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第十二條の四において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第十二条の四中「学識経験を有する者」を「学識経験者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十一条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第二十一条 地方自治法施行規則第十二条の二の三の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治

法施行令第六十七條の二第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二條の二の三中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。